

平成30年度 第2回野田市児童福祉審議会

日 時 平成31年2月18日（月）

午後1時30分から

場 所 保健センター 3階大会議室

次 第

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 題

（1） 新規施設の確認にかかる利用定員の設定について ・ ・ ・ 資料1

5 その他

6 閉 会

女児死亡事案概要等について

1 事件概要

小学生の長女（以下、本児）の髪の毛を引っ張り、冷水をかけるなどの暴行をし、けがを負わせたとして、千葉県警野田署が2019年1月25日、傷害容疑で、父親を逮捕した。司法解剖の結果、死因は不詳。警察によると、本児は、体中に古いあざがあり、日常的に暴行を受けていた可能性もあり、その後の捜査で腹部に大きなアザがあったことが分かった。

逮捕容疑は、24日午後11時10分ごろ、前述のとおり本児に擦過傷を負わせた疑い。父親から「娘を風呂場に連れて行ってもみ合いになり、意識や呼吸がない」と110番があり、駆け付けた救急隊が浴室で倒れている本児を見つけたが、既に死亡していた。

2月4日、父親と共謀して、本児に暴行し、けがを負わせたとして、母親を傷害の疑いで逮捕した。警察は、暴行を制止するなどの手立てを取らなかったことが、共謀にあたりと判断したもの。

2月14日、父親について、年末年始にも本児を虐待していたとして再逮捕した。

2 緊急対策

- ・ 2箇所の小学校にカウンセラー等を配置し、児童の心のケアに努めています。（実施中）
- ・ 要保護児童対策地域協議会で管理している全ての要保護児童等の近況を確認（確認済）
- ・ 市内小中学校、保育所及び幼稚園に対し、虐待が疑われる児童生徒がいないかの確認（確認済）
報告数は、幼稚園5名、小学校80名、中学校22名、保育所3名の合計110名で、小中学校の人数は、要保護児童を含んだ数値となっている。今後の精査で確定させます。安全確認については、幼稚園・小中学校については、担任教諭の聞き取り、目視確認等を行い、保育所では、生活支援課ケースワーカーの家庭訪問及び保育課看護師の目視、園長からの聞き取りにより虐待がないことを確認しています。
- ・ 要保護児童地域対策協議会の実務者会議における情報交換や実態把握など、関係機関との連携や会議の有り方について、正しく機能していたのか慎重に検証し、問題点について抜本的な見直しを行うため、要保護児童地域対策協議会要綱を一部改正し、実務者会議の機能強化を図りました。（2月19日以降の実務者会議において具体的に検討）
- ・ 柏児童相談所と合同で児童虐待事件再発防止合同委員会を設置（2月28日に第1回目を開催予定）

【委員会の役割】 児童虐待事件を防止することができなかった問題点を徹底的に検証し、児童虐待に関する事件の再発の防止に関し必要な事項について、その重要性及び緊急性を踏まえ、慎重かつ迅速に調査審議し、市長に意見を述べる。

3 その他

- ・ 野田市において、このような悲惨な事件が起きてしまったことを真摯に受け止め、二度とこのような悲惨な事件が起こることがないように、事件の検証と再発防止対策に全力で取り組むため、2月6日付けで、児童家庭部に児童虐待再発防止担当を配置するとともに、31年4月より虐待対応職員を1名増員し、体制の強化を図ります。

議題（１）野田北部幼稚園の利用定員の設定について

加藤学園野田北部幼稚園は、これまで私立学校振興助成法に基づく私学助成を受けておりましたが、平成 31 年 4 月から、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付を受けるため、制度移行する予定となっております。

制度移行に当たっては、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項の規定に基づき、施設の利用定員について、あらかじめ市が条例で設置する審議会の意見を聴くこととされておりますので、下記のとおり、利用定員の設定について野田市児童福祉審議会に諮るものです。

なお、子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に基づき、施設型給付の支給に係る施設として基準を満たすことは、確認しております。

記

1 利用定員の設定について

(1) 概要

利用定員については、子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項に規定する教育・保育施設の区分に応じ、設定することとされています。

野田北部幼稚園については、1 号認定（※）に係る利用定員の設定を行います。

※ 認定区分

- 1 号 幼児教育を受ける児童（3 歳以上）
- 2 号 保育を必要とする 3 歳以上の児童
- 3 号 保育を必要とする 0 歳から 2 歳までの児童

(2) 定員計画

開設年度の平成 31 年度の定員計画は以下のとおりとなります。

年度	1 号認定	2 号認定	3 号認定	合計
31	310 人			310 人

(3) 施設の状況

- ・事業者名：学校法人加藤学園 理事長 加藤裕希
- ・設置場所：野田市蕃昌 336 番地の 7
- ・開 園：昭和 52 年 4 月
- ・定 員 数：310 人（開園時 80 人）
- ・敷地面積：5050.11 m²（園庭面積 2371.87 m²）
- ・延床面積：1478.99 m²
- ・構 造：木造 2 階建て（保健室のみ鉄骨 2 階建て）
- ・新制度移行予定日：平成 31 年 4 月 1 日

(4) 市内私立幼稚園の状況

幼稚園名	定員数	在園数		
		平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年
野田北部幼稚園	310 人	332 人	335 人	327 人
宮崎幼稚園	80 人	10 人	21 人	28 人
柳沢幼稚園	240 人	210 人	211 人	196 人
野田中央幼稚園	270 人	273 人	262 人	267 人
第二野田中央幼稚園	240 人	217 人	218 人	218 人
岩木幼稚園	270 人	228 人	259 人	286 人
月影幼稚園	240 人	131 人	139 人	162 人
関宿幼稚園	250 人	89 人	86 人	81 人
野田聖華幼稚園(※)				154 人
合計	1,900 人	1,490 人	1,531 人	1,719 人

(各年 5 月 1 日現在の人数を記載)

※ 野田聖華幼稚園は平成 29 年度より、認定こども園へ移行

2 施設型給付支給に係る確認について

野田市においては、新制度施行に当たり、平成 26 年度に内閣府令及び本審議会の答申を踏まえて制定した下記の基準（野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例）に基づき、体制や運営規程が整備されているかなど、施設型給付を支給すべき施設であるかの確認を行います。

野田北部幼稚園については、以下の基準に適合した施設であることを、確認しております。

【表：主な確認基準について】

確認項目	主な項目の内容	適否
利用開始に伴う基準	・利用申込者への応諾義務の状況	○
教育・保育の提供に伴う基準	・幼児の心身の状況の把握の状況 ・小学校への円滑な接続の状況 ・幼稚園教育要領に基づく、適切な教育の提供の状況	○
管理運営に関する基準	・保護者及び関係機関からの評価の公表状況 ・幼児に係る事故発生時の対応状況 ・運営に係る重要事項の規定状況 ・職員の虐待及び差別的取扱いの禁止状況 ・職員の勤務体制状況	○

※野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例から抜粋

(参考) 4月からの変更点

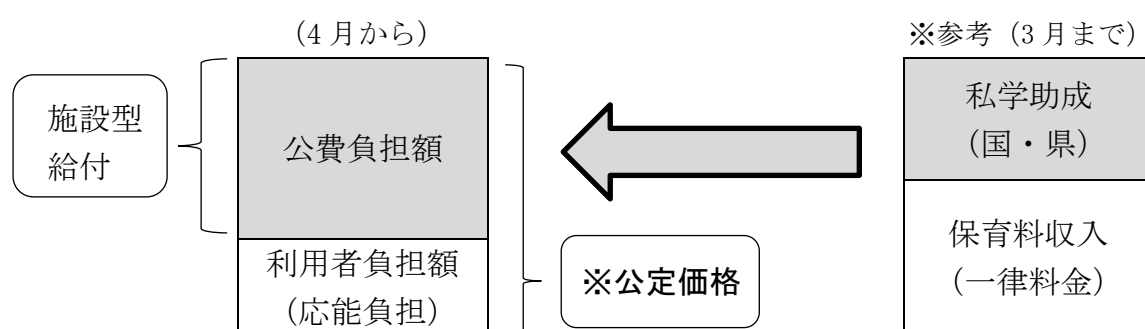
1 施設型給付について

施設型給付とは、国が定めた公定価格(※)から利用者負担額(保育料)を控除した額となります。

給付については、市から受領する仕組みとなります。(利用者負担額については、施設が利用者から徴収します。)

※ 公定価格

子ども一人当たり通常要する費用(人件費、管理費、事業費等)、認定区分及び地域性等を基に算定される額



2 利用者負担額について

利用者負担は、応能負担を基本とした仕組みとなり、その水準は、国が定める基準額を踏まえ、市が設定するものとなります。

【表：1号認定利用者負担額】

(単位：円)

階層区分	世帯状況	利用者負担額 (国基準)	利用者負担額 (野田市)
①生活保護世帯		0	0
②市民税非課税世帯		3,000	3,000
	ひとり親世帯	0	0
③市民税所得割非課税世帯 (年収～約270万円)		3,000	3,000
	ひとり親世帯	0	0
④市民税所得割課税額77,100円以下 (年収～約360万円)		10,100	10,100
	ひとり親世帯	3,000	3,000
⑤市民税所得割課税額211,200円以下 (年収～約680万円)		20,500	20,500
⑥市民税所得割課税額211,201円以上 (年収680万円～)		25,700	24,700

注 第2子は上記の半額、第3子以降は無償となります。

(※②及び③の区分並びに④のひとり親世帯区分については、第2子より無償)

3 教育・保育給付を受けるための認定について

子ども・子育て支援制度においては、利用者は子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受けることが必要になります。

【表：認定区分の類型】

	保育必要としない		保育を必要とする	
3歳以上児	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間	2号認定	保育標準時間
				保育短時間
3歳未満児	—		3号認定	保育標準時間
				保育短時間